

※ このチェックリストは、令和2年4月1日以降に開始された技能実習に係る「生産性向上助成」について適用します。  
 郵送に当たってのご注意…郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。

R4

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（生産性向上助成））  
 〔建設事業主用〕 支給申請チェックリスト

提出先（郵送先）  
 〒690-0841  
 松江市向島町134-10（松江地方合同庁舎5階）  
 島根労働局 職業安定部 職業対策課 建設助成金担当  
 TEL：0852-20-7022 FAX：0852-20-7025

提出  
期限

生産性向上助成の対象となった技能実習の訓練開始日が属する会計年度の前年度から、3年後の会計年度の末日の翌日から起算して、5か月以内

No	提出書類・添付書類	提出形態	事業主チェック	労働局チェック
1	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（生産性向上助成））支給申請書〔建設事業主用〕（建技様式第3号）（R4.4）	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	支給要件確認申立書（人材開発支援助成金）（共通要領 様式第1号）（R4.4.1）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	支払方法・受取人住所届（帳票種別 32850）（R3.4.1）及び通帳（表紙）等の写し（口座番号・名義の照合） ※ 届出済みの口座等に変更がない場合は不要です。変更がある場合は、改めてこの届を提出してください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	生産性要件算定シート（共通要領 様式第2号）（2019.4） ※ 生産性の伸びが6%以上の事業所	A 4 複写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）支給決定通知書（写し） ※ 申請の根拠となる（経費助成・賃金助成）の支給決定分全て		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険等納入通知書（写し） ※ 雇用保険分（雇用保険料率 12.5/1,000（4～9月）、16.5/1,000（10～3月）（直近のものを提出してください。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	中小建設事業主であることを確認できる書類 ※ 建設業許可番号が記載された書類（建設業許可通知書等）、定款、登記事項証明書（写し）、資本及び労働者数が記載された書類、事業内容を記載した書類等の、いずれか一つ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	生産性要件算定シートの算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、完成工事原価報告書、総勘定元帳、青色決算申告書等）（写し） ※ 訓練開始日が属する会計年度の前年度及びその3年後の会計年度分		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 1 申請をいただいた後に、審査の過程で書類の追加提出のお願いや、書類上不明な点について、お問い合わせをさせていただくことがあります。

※ 2 記入上の注意について

① 訂正箇所には必ず代表者印を押印してください。

② 担当者の個人印による訂正や、修正液・修正テープ等での訂正は不可です。